

令和 8 年 7 月 28 日

こども家庭部在宅育児支援担当課

乳児等通園支援事業の認可および利用定員の設定に係る意見聴取について

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

本事業は、保護者の就労にかかわらず、未就園児を対象に、定期的に保育所や幼稚園を利用できる事業である。区では、区独自に利用上限時間の拡大や事業者への運営費補助の拡充を行い、令和 8 年 4 月から実施している。

	区事業	国制度（参考）
実施施設	実施を希望する私立認可保育園、私立幼稚園、地域型保育事業所など	
対象者	0 歳 6 か月～3 歳になる年度末までの未就園児	0 歳 6 か月～満 3 歳未満までの未就園児
利用時間	月 48 時間上限	月 10 時間上限
利用料	無償（当分の間）	300 円程度／時間
運営費補助等	(1)基本分単価 国基準のとおり (2)加算分単価 国基準のとおり (3)利用枠に対する補助 5,000 円／1 枠	(1)基本分単価 0 歳児：1,700 円／時間 1・2 歳児：1,400 円／時間 (2)加算分単価 障害児：600 円／時間 要支援家庭：600 円／時間 など

2 意見聴取の必要性

区市町村長が児童福祉法に基づき民間事業者が行う乳児等通園支援事業を「認可」をしようとするとき、また、子ども・子育て支援法に基づく給付の対象とする「確認」を行うために利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援に係る審議会等の意見聴取を行うこととなっている。

このため、令和 8 年 9 月以降事業開始予定の乳児等通園支援事業の認可および事業所の利用定員の設定について、練馬区子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

参照条文（一部抜粋）

（児童福祉法第34条の15第4項）

市町村長は、第2項の認可〔注：国、都道府県および市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行うために必要な市町村長の認可〕をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（子ども・子育て支援法第54条の2第3項）

市町村長は、前項の利用定員〔注：乳児等通園支援事業所の利用定員〕を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

●「認可」とは

国、都道府県および市区町村以外の者から乳児等通園支援事業を行うための認可の申請があったときは、区は設備や職員の体制などについて一定の基準に適合しているかどうかを審査し、基準を満たすと認められるときは認可する。その設備や運営の基準は、練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例および児童福祉法で定めている。

●「確認」とは

給付の実施主体である区が、認可事業者を、乳児等支援給付対象事業者として確認することを言う。確認は、乳児等通園支援事業を行う事業所ごとに利用定員を定めて行う。

● 乳児等通園支援事業認可予定者・認可予定定員

【一般型：2か所】

名称	所在地	施設種別	事業者	定員	対象歳児			事業開始 予定月
					0	1	2	
白ふじ幼稚園	石神井台4-21-22	幼稚園	学校法人しらふじ学園	1	○	○	○	令和8年9月
大泉にじのいろ保育園	大泉町6-30-3	認可保育所	社会福祉法人若水会	1			○	令和8年10月

※定員とは1時間あたりの利用定員のことをいう。

●実施方法

一般型	保育所・幼稚園等とは別に定員を設け、受入れを行う
余裕活用型	保育所等の空き定員の範囲内で受入れを行う

乳児等通園支援事業認可予定施設分布図

